

平成 28 年度第 1 回高知市子ども・子育て支援会議

開催日時：平成 29 年 2 月 21 日（火）午後 6 時 30 分～午後 9 時 10 分

会 場：たかじょう庁舎 6 階会議室

欠席委員：神家委員，吉川委員

公開区分：公開

（子育て給付課 中屋課長）

本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから平成 28 年度 第 1 回高知市子ども・子育て支援会議を開催いたします。

開催にあたりまして、こども未来部長 山川より、ひと言ご挨拶を申し上げます。

（こども未来部 山川部長）

皆さん、こんばんは。

本日は、1 年ぶりの子ども・子育て支援会議ということで、仕事終わりの忙しい時にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

皆様にご協議いただきまして作りました子ども・子育て支援事業計画も、間もなく 2 年を終了しようとしています。本日はこの会議でこの間の主な取組状況等をご報告させていただきますので、どうぞ皆様方、忌憚ないご意見をお聞かせください。

5 年間の計画でございまして、はや来年が中間年ということになりますので、その中間年において数値目標等を、その齟齬をどういうふうに解消していくかというような、そんなお話を皆様とさせていただく予定にしております。

今、ちょうど保育園の新年度の入所の認定の時期でございまして、なかなか待機児童ゼロという一番大きな目標というのは、かなり難しい状況、国の方も先だって、安倍首相も 29 年度というのは難しいとおっしゃっていましたが、引き続き取り組んでいくという状況でございます。

本市においても同じ状況でございますので、今、なかなか思う様に入所が決まらず、困られているご家庭も多々ある中ですけれども計画の見直しの中で対応していきたいと思えます。

本日は短い時間ではありますが、是非とも皆様のご意見をお聞かせいただきまして、また来年度以降の取組につなげてまいりたいと思えますので、どうかよろしく願います。

（子育て給付課 中屋課長）

本日、議事に入りますまで司会進行を務めさせていただきます、私、子育て給付課長の

中屋と申します。よろしくお願いいたします。

本日の会議では、高知市子ども・子育て支援事業計画の実施状況などにつきまして、ご報告をさせていただきましてご議論いただきたいと思いますと考えておりますので、よろしくお願いいたします。なお、本日は、神家委員、吉川委員が都合によりご欠席とのご連絡をいただいております。

続きまして、お手元にお配りいたしています資料のご確認をお願いいたします。資料一覧をご覧ください。お手元にお配りさせていただきました資料は、会次第。委員名簿。座席表。議事（２）関連で、資料２－１ 高知市子ども・子育て支援事業計画（変更案）。資料２－２ 高知市子ども・子育て支援事業計画の変更について。報告事項としまして、資料３－１ 子ども・子育て支援事業計画中間見直しについて。資料３－２ 市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について。の以上でございます。

なお、議事の（１）関連が、資料１－１ 重点施策の取組状況への評価について。資料１－２ 重点施策の取組状況について。資料１－３ 実施状況等確認表。資料１－４ 数値目標実績表につきましては、事前にご送付をいたしております。お手持ちの資料に不足等がございましたら事務局までお知らせください。

それでは、議事に移ります。ここからは有田会長に進行をお願いしたいと思います。有田会長、よろしくお願いいたします。

高知市子ども・子育て支援事業計画の実施状況について

（有田会長）

それでは、会次第にしたがって議事を進めてまいります。どうかよろしくお願いいたします。

議事（１）高知市子ども・子育て支援事業計画の実施状況について、事務局から報告をお願いいたします。

（子育て給付課 井本課長補佐給付担当係長事務取扱）

それでは、事前にお送りさせていただきました資料１－１、資料１－２をご用意ください。まず、資料１－１の１ページをご覧ください。

高知市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価については、序論の中に、計画の点検・評価として、囲みの中の内容を記載しております。具体的に、事業計画の点検・評価を行う内容として、委員の皆様には３つの項目を確認していただくことになります。

１つ目は重点施策の取組状況です。事業計画においては５つの重点施策があり、それぞれの施策の取組状況を点検し、今後の取組方針について評価します。今年度の報告分として取組状況をまとめたものが資料１－２となります。

2つ目は、各基本施策に関連する事業等の実施状況です。事業計画には、全部で20の基本施策があり、それぞれの施策に関連する事業等について、その実施状況を確認します。今年度の報告分として実施状況をまとめたものが資料1-3となります。

それから、3つ目は、数値目標の達成状況です。事業計画には平成31年までの教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の確保方策について数値目標を記載しておりますので、その達成状況を確認します。これは資料1-4となります。

点検・評価の流れは、3のイメージ図のとおりとなっております。本日の会議では、最初に資料1-2の重点施策の取組状況についてご報告させていただき、その内容に対しましてご意見などをいただきたいと思っております。

また、委員の皆様には、それぞれの重点施策の今後の取組方針について評価をいただきたいと考えております。評価をどのように行うかについては、2ページをご覧ください。

2ページは、重点施策1 健やかな子どもの誕生への支援の点検・評価のシートになります。一番上の表は、事業計画に記載している今後の方向性、関連する事業等を一覧表にしたものです。次の施策の推進に係る主な指標は、この事業計画の数値目標と他の行政計画において取り組む指標がある場合に記載しています。

次の、施策の主な取組状況と、その次の施策に関連する主な事業等の実施状況に、別添のとおりとありますが、それぞれ資料1-2、資料1-3が該当する資料となります。

次の、施策の今後の取組方針（推進委員会による評価）は、関係課で構成する庁内の推進組織において、現在の取組内容や課題をふまえた今後の取組方針を評価し、その内容を記載しています。

重点施策1では、評価を4、課題への対応を行い、取組を継続とし、課題への対応・見直し等の内容をその下に記載しています。委員の皆様には、この事務局の評価に対してこの後ご報告させていただく内容等を参考に、それぞれ評価点をつけていただき、会議中のご発言を含め、ご意見がある場合は記入をお願いします。

なお、評価の記入用紙は、提出用として資料とは別にA4の封筒の中に入れていただいておりますので、返信用の封筒と一緒に同封しておりますので、またご記入をさせていただき、郵送等で事務局までお送りください。

次に、重点施策の取組状況について、重点施策1～5の報告が終了したあと、資料1-4 数値目標実績についてご報告をさせていただき、その内容に対しましてご意見等をいただきたいと思っております。

それでは、まず、重点施策1からご報告をさせていただきます。

（母子保健課 藤宗係長）

それでは、重点施策1の健やかな子どもの誕生への支援についての取組を母子保健課のほうから報告いたします。資料の1-2をご覧ください。

まず、高知市の母子保健事業についてですが、平成27年度から、妊娠時にパパママ教室

を開始いたしました。それから、今年度 28 年度から 3 歳児健診の未受診者訪問を 1 歳半健診に追加して行うようになりました。また、28 年の 5 月からは、新生児聴覚検査、10 月からは産後ケア事業も開始し、切れ目ない支援を行うために母子保健事業の充実を図っております。

次をお願いします。

健やかな子どもの誕生への支援の主な取組についてです。主な取組として、早産リスクのある妊婦の把握と保健指導の強化。早産リスクの啓発。不妊に悩む人の支援をあげて取り組んでいます。

まず、早産リスクのある妊婦の把握と保健指導の強化についての取組について報告いたします。4 枚目のスライドです。平成 27 年度より母子保健コーディネーターを母子保健課に配置し、母子健康手帳交付時の面接を行っています。コーディネーターの配置は、利用者支援事業の母子保健型として実施しております。面接時にアンケートの聞き取りにより必要な支援につないだり、サービスの情報提供や保健指導を行っています。

6 枚目のスライドをお願いします。

平成 28 年度から母子保健コーディネーターを 2 名に増員いたしました。7 月からは、地域の窓口センターで母子健康手帳の交付を受けた方に、電話での相談、聞き取りを始めました。支援の必要な妊婦へはコーディネーターや地区保健師が継続対応をしております。

次のページです。

助産制度の申請時や転入手続きに来られた方にも窓口面接を行っています。特に助産制度を申請される方は経済的基盤が弱く、申請をきっかけに継続対応をする方も多いです。

次に、医療機関との連携です。継続看護連絡票を活用して医療機関から地域で妊娠期から支援が必要な方の連絡があります。継続看護連絡票以外にも医療センターと医大では、定例会を実施し、支援の必要な方の情報交換を行っています。

9 枚目です。妊娠中からの個別対応についてです。継続看護連絡票、助産制度の申請、窓口面接、妊娠届出書などから把握した妊婦に対して家庭訪問を行い個別に保健指導を行っています。表を見ていただきますと、1 人の妊婦さんに対して複数回の支援を行っています。

次に、早産リスクの要因や予防についての啓発です。母子健康手帳交付時にアンケートを実施し、喫煙や飲酒などの生活習慣についての指導を行っています。また、啓発用パンフレットの配布や妊婦歯科健診の受診券、こちらは県の事業なのですが、平成 28 年の 8 月から受診券の配布を行なっております。この受診券を交付して受診勧奨を行っています。

また、パパママ教室での早産リスク要因や予防についての講義、乳児健診を利用した啓発を行っています。

これは、パパママ教室のプログラムを打ったんですが、パパママ教室は 27 年度から実施し、28 年度は 2 ヶ所で 1 コース 3 回を全部で 4 コース開催しております。この中の 1 回目と 2 回目の講義の中に早産予防についての項目が入っております。

最後に、不妊に悩む人への支援です。医療保険が適用されず高額のコストが必要となる特定不妊治療の経済的な負担の軽減を図ります。平成28年から体外受精・顕微授精の初回治療、男性不妊治療の助成を拡大しています。

まとめと今後の課題です。医療機関と連携し、妊婦健診未受診者への支援を実施しています。引き続き、妊婦健診未受診者への支援と妊娠届の早期提出への啓発を行っていきます。また、28年度は母子保健コーディネーターを2名に増員することにより、母子保健課での母子健康手帳交付分の面接のほか、地域の窓口センター交付分の電話での相談・聞き取り、それから、医療機関との連携など、妊婦に対する支援が充実してきました。しかし、現状の体制では、妊婦さん全数への対応は難しいため、コーディネーターの増員も含め体制整備を継続していく必要があります。

また、現在、一部の医療機関では定例会を実施するなど、より密な連携ができていますが、他の医療機関との連携の強化にも今後取り組んでいきたいと思っております。以上です。

(有田会長)

ありがとうございました。ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見などございましたでしょうか。

(徳弘委員)

単純な疑問なんですけど、スライド8になるのかな。早産リスクのある妊婦の把握と保健指導の強化のところで、連絡医療機関数が平成27年度は20機関で28年度は14機関で、ものすごく激減していますけど、このところは。

(母子保健課 藤宗係長)

28年度は11月末現在のものなんですけど、この連絡医療機関の中には県外の医療機関もありまして、高知県内の医療機関は大体、連絡票で連絡が来ていますが、それに加えて県外からの連絡があると、ちょっと機関数が増えるということです。

(有田会長)

他にございませんか。

(伊野部委員)

まとめと書いてあるコーディネーターの増員。これ、我々に言われても困る。行政としてはどう考えているんですか。いけそうなんですけど、ざっくりばらんな話。どうなんです、来年度。

(母子保健課 谷脇課長)

今年度、2名コーディネーターを考えておりますけど、来年度について3名にしたいという考えです。

(有田会長)

他にございませんか。

(中西委員)

同じところなんです。具体的に数値目標ですね。29は3なんです。どの時点まででマックス、何名までいく予定で、それがいつまでにやるのか。そのへんはまだ計画はどうなんです。

(有田会長)

先に計画につきましてお願いいたします。

(母子保健課 谷脇課長)

その点については、まだ具体的な数字は決めてないんですけど、やはり、妊婦の全数面接が重要と考えておまして、現状の面接ができるのは母子保健課の窓口のみとなっております。残る9ヶ所の地域の窓口センターで母子健康手帳を交付しておりますので、そこを何とか面談にもっていけないかということで、現在、部内で検討をしているところではありまして、地域の窓口センター、または地域の子育て支援センターなどで手帳を交付できないかというふうなことを今、検討しているところです。その結果によりましてコーディネーターの人数が決まってくるものかなとは思っております。

(有田会長)

よろしいでしょうか。他にございませんか。

(齊藤委員)

何段階にも妊婦さんをフォローする段階があつて非常に素晴らしいと思うんですけども、全数の目標に対して、どれくらいの状況ですか。

(有田会長)

お願いします。事務局。

(母子保健課 藤宗係長)

4枚目のスライドなんです。28年度の11月末時点で、母子健康手帳交付時の面接の

実人数が 589 名です。今、大体、母子保健課の窓口に届出をしてくださる妊婦さんが 3 割ちょっとなので、それにプラスして、今年度の 7 月から始めました電話対応の数が、6 枚目になります。189 名です。これが今の対応なので、半数にはちょっとまだっていないというぐらいです。

(齊藤委員)

先ほど、2 名増員と書かれていましたが、何かこれ、4 割ぐらいしかっていないので、まだ足りないのかなと思います。

(有田会長)

きちんと健診を受けていないとハイリスクなんですけど、皆さん、定期的な健診は受けられている？

(母子保健課 藤宗係長)

多くの方は健診を受けていまして、平均で 10.5 回ぐらい多くの方は受けてくださっているんですけど、届出が遅い方であったり、出産までに 2 回、3 回ぐらいしか健診を受けていない方がおられたりとか、極一部ですが、そういう方はリスクが高いです。

(有田会長)

そういう方にこういうコーディネーターの方が。

(母子保健課 藤宗係長)

はい、そうです。面接で把握できた方については、コーディネーターがフォローしていきますし、継続看護連絡票で医療機関から連絡のあった方は保健師のほうも個別対応をしていています。

(有田会長)

他にご意見、ご質問ございませんか。

他になれば、次の重点施策②に移らせていただきます。

(保育幼稚園課 古谷係長)

私のほうから重点施策② より質の高い教育・保育の推進について説明させていただきたいと思います。

お手元の資料のスライド 16 の家庭支援推進保育事業の拡充についてから説明させていただきます。こちらのほう、加配保育士の配置基準、生活保護世帯でありますとか市民税非課税世帯、ひとり親世帯の数や率によって加配の条件を決めた事業になっております。

平成 27 年 6 月までは対象児童が入所児童の 30%以上、又は対象児童数 40 人以上というところを 27 年の 7 月より、県のほうから新たに高知県保育サービス等推進総合補助金というものが設立されまして、そういった補助金を活用することによって、7 月から、対象児童が入所児童の 25%以上又は対象児童数 30 人以上というふうなかたちで拡充することができました。

その結果、下段の表をご覧くださいたいんですけれども、27 年度当初に関しましては、7 月からの事業ですので、まだ拡充する前の数になっています。実際、27 年度当初に関しましては実施の保育所数が 28 だったところ、拡充したことによりまして、今年度は、当初は 39、年度の途中で保育士の方の不足というのが影響しておりますので若干減っておりますけれども、現状の見込みとしましては、最終 35 施設に加配ができるようなかたちで実施をしております。

事業の拡充によって対象施設が増えましたので利用される保護者に対しての支援が充実してきたのではないかというふうに考えております。

次に、スライド 17 の利用者支援事業についてのご説明をさせていただきます。

こちらのほう、平成 27 年度からの子ども・子育て支援制度にあわせまして、制度を利用される保護者の方へのサポートとして相談支援員 3 名を配置、保育幼稚園課のほうに配置をしております。3 名は全て非常勤特別職でして、全て公立の園長経験者を配置することで対応させていただいております。

様々なご相談いただく利用者の方もそうなんですけれども、関係機関との連絡調整というのも重視しております、今年度であれば 120 回弱、施設のほうを訪問しまして関係の強化に努めております。今後も各施設のほうに、最低 1 回は訪問していくようなかたちで関係強化を図っていきたいというふうに考えております。

また、県事業の、先ほどの家庭支援ともリンクするところなんですけれども、親育ち家庭支援コーディネーターの機能も兼ね備えておりますので、そういった支援もあわせまして施設と連携しながら対応していくというふうに進めております。

2 番目の母子保健コーディネーターの配置につきましては、先ほどの重点施策の 1 で説明させていただきましたので、割愛させていただきます。

担当が変わります。

(保育幼稚園課 山崎管理主幹)

それでは、研修実施等による職員の資質向上についてというところの 18 番のスライドをご覧ください。

平成 28 年度の研修体制となっております。新たに加わった部分については、県の研修、右の下にありますけれども、この分の研修に県の教育センターで必ず基本研修、専門研修を行なわれておまして、公立保育所としましては、新規採用者、ミドル研修、園長研修と、必須として参加しております。

また、民営保育所におきましても園の情勢にあわせて 10 年目研修とか基本研修とか、その他それぞれの専門の研修に参加して質の向上を図っております。

次のページに移りますが、19 番目のスライドには、保育幼稚園課が実施いたしました研修の実績（見込）について数値を書いております。公立、民営、各対象の参加人数を載せております。

まとめといたしましては、家庭支援推進保育の拡充により、家庭環境や保育を行ううえで配慮が必要とされる児童や家庭への支援について、家庭環境や発育状況に配慮した、より、きめ細かな保育が進められやすくなっています。

また、利用者支援事業の実施により、相談支援員を保育幼稚園課に配置することによって、保育所、幼稚園の家庭支援保育士、教員と連携して、厳しい環境にある子ども達と家庭を支援することができるようになっております。

今後につきましても、家庭環境や保育を行ううえで配慮が必要とされる児童や家庭への支援について、家庭や関係機関と連携を図りながら継続的に取り組んでまいります。

研修につきましても、従来の研修をさらに充実させるとともに、平成 30 年度の保育所保育指針の改定を視野に入れた研修も始めております。今後につきましても、本市及び県が実施する各種研修等に職員が参加しやすい環境の整備を行いまして、職員ひとりひとりの専門性や技術の向上、教育・保育の質の向上につなげていくための取組を推進してまいります。以上です。

（学校教育課 今西副参事）

私のほうからは、保・幼・小連携について説明させていただきます。

通し番号のスライドの右下の 21 番になりますが、保・幼・小連携でいうと左上の①になります。保・幼・小連携というのは、保育所、幼稚園、認定こども園等と小学校との連携ということで、高知市には教育委員会が所管する公立幼稚園はかがみ幼稚園 1 園のみです。それ以外は公立保育所 27、民営保育所 60 幾つ。それから、私立幼稚園とか認定こども園等々 100 を超える幼児教育関係機関と小学校 41 校が連携するための取組ということで、この保・幼・小連携の目的というのは、その①のスライドに書いておりますように、単に、人・組織・教育をつなぐということだけではなく、その取組を通して、幼児期の教育と小学校教育との接続の実現と双方の充実、この双方の充実ということが、この 2 番目のテーマとしてあげられていることに関係してくるかと思えます。

取組を始めたのが平成 24 年度のことです。教育委員会学校教育課の中に、就学前教育班、班といっても 2 人なんですけど、新たに班を新設しまして、こうした接続とか連携に特化した取組をするようになっていきます。もちろん、保育幼稚園課さんと連携を進めながらの取組となっております。

その下のスライド番号②をご覧ください。主たる事業としてあげておりますのが、保・幼・小連携推進地区事業です。25 年度からスタートし、本年度は 16 小学校区。私立幼稚

園や民営保育所さん、認定こども園さん、それから公立保育所さんなんかを含む49の園が16の小学校との連携推進地区としてモデル的な取組を進めてくれております。もちろん、この16モデルだけでなく、それ以外の校区においても、連携とか接続の取組はやってくれているのですが、特に意識してモデル的に推進をしていただいているのが、この16小学校49園です。嬉しいことに来年度は20校区まで広がる予定でおります。

次のページの③のスライドをご覧ください。では、具体的にどんなふうにつながるのかという時に、3つのつながを考えています。1つ目が人をつなぐということです。内容は入学前の園児と、それから児童、小学生の交流であるとか、年長児の保護者への働きかけなどをしております。どの小学校でも1日入学というのは実施するのですが、その左の枠の中の写真にありますように、最近では、ただ、小学生がゾロゾロと学校探検にご案内するというだけではなくて、個人的にペアとかグループになって、入学前の年長さんが安心できるような関わり、濃い関わりができるような交流が1日入学にも取り入れられるようになりました。

学校も交流や連携をやることによって、あまりにも負担感が大きくなってはいけませんので、真ん中にあるように、学校の教科の生活科や国語科、体育科など、授業の中でやっていることに一緒に年長さんをお招きしたりして共に学ぶというような機会を設置したりしております。

また、初めて小学校に1年生として入学させる保護者も大変不安ですので、その年長児保護者に対して入学前から、今頃の時期ですとか、また1学期なんかには、学校から出向いて、保護者への、学校はこういうところですよ。給食も心配ないですよ。思いっきり遊んで、そして規則正しい生活ができるようにしていれば大丈夫というような話をしていくようにしています。

下の④をご覧ください。2つ目のつながりは、組織をつなぐです。組織とは、保・幼・小の教職員の共通理解を図るということで、最近増えているのが、小学校の教職員が夏期休業中に校区の園を訪問してもらって保育者体験をさせてもらい、子どもの発達の特性を知ったり、小学校の2学期からの取組に活かすような環境の構成について学んできたり、また逆に、園の先生が小学校に来てくださって、送り出した1年生の様子を見て、小学校の学びの様子を学んでいただくというようなこともやっております。

次のページの⑤をご覧ください。これから、特に力を入れていきたいのが、この3つ目の教育をつなぐ取組です。そこに、アプローチカリキュラムとスタートカリキュラムという言葉を入れてありますが、アプローチカリキュラムというのは、入学前の時期に子ども達が学びの芽生えとか色々なことを経験してきているわけですが、そうしたことを十分充実させて、決して小学校の学びを前倒しするんじゃなくて幼児期の学びを充実させることで、小学校に円滑に接続していくような取組を意識してやっていくようにしてくださいというのがアプローチカリキュラムで、色々な園に発信させていただいているところです。

一方、スタートカリキュラムというのは、小1の主に1学期に実施するもので、皆さん、

ご承知のように、1年生がいきなり45分椅子に座って手はお膝というのは大変苦痛です。そういう発達の段階でもございません。なので、特に1学期は外に出て春見つけをしたら、見つけたことを描きたい気持ちがあるうちに、図画工作で絵に表したり、春のTシャツをつくったり、そして、それが、どんなところがうまくできたかと言葉で発表したりすることが、また国語にもつながるといのように、教科を越えて学ぶ、短い時間を組み合わせて学ぶということから、少しずつ1学期が終わる頃には、教科書を使った45分の学びにも適応していけるようになるという、そういう配慮をしたものがスタートカリキュラムです。

次のページの⑥をご覧ください。こうした取組が少しずつ、ここ5年間進んできたことによりまして、小1プロブレム、発生した学校の割合が、取組を始める前の23年度は19%の学校、要するに2割ですね。発生したとなっていたものが段階的に減少しまして、27年度は5%にまで減りました。

小1プロブレムというのはいわゆる1年生の学級による学級崩壊のような状態で授業が成立しないような状況になるわけですが、これが、なかなか0にするのが難しいと言われておりまして、大分県とか神奈川県とか東京都など、公表されている数値を見ますと19%とか20%とか30%とかいう都市とか県とかもある中で、あ、5%にまでできているなど思っているところです。まだこれから0に向けて頑張っていきたいと思っているところです。

⑦は、各種取組、スタートカリキュラムであったり、園児と児童の交流であったり、この取組の指標としております保・幼・小教職員の連携の実施率がどんなふうに高まってきたかをグラフ化したものです。

スライドの⑧ 保・幼・小連携研修会は、24年度から、ご覧のように毎年継続して保育幼稚園課と共に、園にも来ていただき、小学校の教職員が一堂に会して学ぶ場として実施しております。

最後⑨ 成果と今後の課題といたしまして、成果として、そこに4つあげておりますが、一番嬉しいことは、やはり、保・幼・小の教職員の顔の見える関係になり、これまで言い難かったことも言い合える、もっとここをこうしたらどう？とか、小学校1年生であまりにも赤ちゃん扱いし過ぎてないですか？とか、そういったことを言い合える関係ができて、子どもにとって保育と教育をより良いものにしていこうという学び合いが生まれてきたということが成果かなと考えております。

その成果をバネにしまして、今後の課題といたしましては、さらに教育をつなぐ取組を充実させて、育てたい子どもの姿というのが、2月14日に幼稚園教育要領として公表されておりますので、そうした姿を意識しながらアプローチカリキュラムのさらなる普及と学びの連続性を重視したスタートカリキュラムの改善、実施率はスタートカリキュラムはもう100%実施になったんですが、さらに子どもにとってより良いものとなるように、質的な改善を図ってまいりたいと考えております。以上です。

(有田会長)

ありがとうございました。先ほどの重点施策②のより質の高い教育・保育の推進を保育幼稚園課と学校教育課のほうから報告がありましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

(伊野部委員)

今、保・幼・小の連携についてお話がございました。ちょっと私、1月の終わりに会があって、厚労省が保育所保育指針の改定についてということであった中で、保育所保育指針の改定には入らないかもしれないけど、今後、放課後児童クラブとの連携、保育所との連携ということも非常に大事なことです。今、進めて行ってくださいと言われてたので、今、ちょうど年長児が1年生になるということで各学校に行ったり来たりということで、そのへんの打ち合わせをさせてもらう中で、先日ちょうど来られたので、その学校の先生、おふたり来られて、校長からこういうことを言われましたと。それで、うちの園としてもやりたいんですけどと言ったら、まず、向こうの2人が言ったことは、「私達は県ですから」と。県ですからと。何を言っているのかと思って。

結局、放課後児童クラブは市だから。だから、自分達は県だからということを書いたかっただと思えますけど、やはり、ここに書いてある、人をつなぐという、その後をずっと見ていくということだったら、やはり、そういった姿勢ではおかしいのではないかと。それは小学校の中での姿で、自分達のために聞きに来るんだということも、それはあるんですけど、多分、保育所に通う子というのは、放課後児童クラブを利用する率が高いと思うんです。その支援員の方にもそういったことをお伝えしておくというのが、我々保育所の務めじゃないかと思って言った、そういうことが。

だから、そういう縦割り、その後、二の句は私、つけなかったんですけど、この人に言ってもいかんわと思ってあれですけど。やはり、そういった子どもに対しての縦割り行政というのは、やはり止めていただきたい。県の教育委員会、給料は県から出ているかもしれないですけど、子どもを見ているのは、その学校の先生ですから、そういった意味では、学校の先生と、それから、後で言われたのは、「私達が放課後児童クラブの支援員さんとは、色々そういう伝えなければいけないことは伝えますから」と言いますが、やはり、支援員さんも直接、保育士に聞いておきたいことも多々あると思うんですけど、やはり、そういった場を是非設けていただくような。これで言いましたら、保・幼・小・児連携、児童クラブの「児」を入れた連携というのを考えていったほうがいいんじゃないかなというのが一点です。

それから、保育幼稚園課さんから研修の充実ということで言われました。皆様方、ご存知のように、来年度から国のほうでは、保育士の給料を、月給を4万円上げるとか、そういったことでお聞きかと思えますけど、そこにも色んな制約があって、研修8項目あって、そのうち4つ以上受けなさいとか、そういった色々4万円貰うためには、そういったことをやらなければならないということで、29年度は園の裁量で、全職員の3分の1は4万円

上げるということのできるんですけど、30年度からは、29年度に研修を受けた人が対象になってくるというようなことも伺いますんですけど、今ある研修の上に、これまた、やはり保育士も給料欲しいですから、今までの研修か、今度、お金に対応する研修かといったら、それはやはりそっちのほうに行くと思うんですけど。

そういったこともあって、それは県が実施主体となっていますけど、そのへん県と市がどういう役割分担をされるかわかりませんが、例えばこの乳児研修であるとかアレルギー研修なんていうのは、8つの項目の中に含まれている項目なんですけど、そのへんについては今後どうやって、同じような内容だったら、これを受けたらそういった修了証というのがもらえるようなことになるのかどうか。今後のことでしょうか、今わかっている範囲で、もし、わかっていることがあれば教えていただきたいと思います。以上です。

(有田会長)

研修のところにつきましては、現在、伝えられるところは。

(保育幼稚園課 山崎課長)

国の平成29年度予算案の中の研修の実施による処遇の改善についてなんですが、これについては、まだ細かい仕組みということが国のほうから出されていないで、それを今からまた国の方にも問い合わせをしていけないと思っています。

また、県のほうとは双方で研修をやっていますので、この研修の内容について何らかのすり合わせを今後、必要じゃないかということで、県の幼保支援課長さんとはお話をしているところです。

(有田会長)

先ほど、伊野部委員さんから出た、保・幼・小連携と放課後児童クラブのところの連携は、きっと教育内容の部分と、それから、子ども達の安全を、それこそ命を預かっていく安全安心ということで、少し役割が違ってるところだろうとは思いますが、放課後児童クラブのことについて答えられることってありますでしょうか。

(子ども育成課 西村参事)

現在、放課後児童クラブの基準でいきますと、保護者の方から入会の申込みをいただいた後、審査をいたしまして入会の決定を出します。その入会決定を出す時に特別支援が必要なお子さんにつきましては、教育研究所のほうに人役についてのご意見をいただくようにしています。

特別に支援担当が必要なお子様につきましては、これまでどおり3月ぐらいを目処に児童クラブのほうから保育所、幼稚園さん等に訪問をいたしまして、お子さんの様子を伺って次の支援につなげるように準備をしているところです。

ですけれども、教育研究所に人役についての助言をいただく時に、教育研究所が情報を持っていないでありますとか、そういった部分につきましては各学校のほうに情報をいただくようにということで、2つの線で子どもさんの情報をいただいて児童クラブでの支援につなげるようには、準備はしておるところです。

ですけれども、なかなか、加配が必要という診断がつきづらいとか、また、特別に支援が必要というふうに、明らかなかたちでない子どもさん達が結構、人数が増えてきているように感じております。

ですので、現在も来年度の受け入れに向けて準備をしているようですけど、現場のほうからは、情報収集に各関係機関に課のほうからも依頼をしてほしいだとかいうような声がありまして、今後は体制としてどのようなかたちにしていったらいいのかということも考えていかなければいけないというふうに考えているところです。よろしくお願ひいたします。

(伊野部委員)

その件ですが、こっちも出向いて小学校に行っているんですから、その時に支援員さんに来ていただくようにだけしていただけたら1回で両方に伝わるので。何でそのくらいができないのかなというあれが。それが、県と市ということであれば問題だということで、そのへんは今後、改めていただきたいということを行っているので。

今まで、学校によっては来てくれと言うところもあるし、それから、来ていただくところもあるし、それは我々が行ってもいいですから、その時に支援員さんをお呼びいただくような体制を是非また、行政のほうで仲立ちしていただいてやっていただきたいということです。よろしく。

(有田会長)

子ども達の生活は流れていっているわけで、そこに担当する、それこそ大人が違ってくるところへうまくつながっていないがために、そこでうまく子ども達が生活できていけない、生活がうまく進んでいかない子ども達がいるだろうと思いますので、そのあたりのつなぎのところがきちんとできていかれるような仕組みを是非やっていただきたいです。

他に、ご意見ございますか。

(宮地委員)

ちょっと質問と教えていただきたい分があるんですが、スライド16と20のところ、家庭支援推進保育事業の拡充というのと、まとめと今後の課題、その上の研修実績というあたりがあるんですが、このへんは保育所の事業というかたちで出ているんでしょうか。

というのが、20のところの下の「○」に、従来の研修を充実させるとともに、保育所保育指針の改定を視野に入れた研修を行なった、というふうなあたりがある。それと、一番

最後のほうの資料編のところの4施策体系の2-2のところ、現状と課題というのが、随分後ろですけど、この冊子の後ろから数枚目のところの資料の中に、認定こども園等の教育云々というふうなところ。それから、今後の方向性のところで、幼稚園教育要領や保育所保育指針、または云々、認定こども園の云々という記述があって、ややもすると、わかりづらい。

ここにはいわゆる、保育所、幼稚園、認定こども園が入りますよ。それから「等」には何が含まれているのか。それから、戻って20のところは、保育所保育指針の改定を視野に入れた研修を行なった、これは保育所ですねと言わざるを得ない。

その上の部分も、保育士、調理員、その他というふうにあるけど、このその他が何になるのかなというように、これ自体が保育所の研修なのかというふうなあたりの表記がはっきりしないので、ちょっとそのへんを整合性をもたせていただいたら、見た時にわかりやすいかな。ちょっとそのへんで混乱しているので教えていただければありがたいと。

(有田会長)

きっとそのあたりは、我々は評価をするところの点がよくわからないので、ご説明いただければありがたい。お願いいたします。

(保育幼稚園課 山崎管理主幹)

失礼します。まず、わかりやすいところで言いますと、表の実績の部分で、保育士、調理員、その他という部分につきましては、例えば上の、左の研修の対象者に関わってくるんですが、この場合は保育士で、その他というのは特別支援の担当者でなくてクラス担任だとかいうかたちで、そういう数字となっております。

それと、乳児保育研修などは、保育士、調理員、その他となりますと、看護師だとかいうことで、保育園にも色々な職員がおりますので、そういうかたちで、ちょっとそれぞれわかりにくい表記にはなっておりますので、そこはわかりやすくしていきたいと思えます。

(宮地委員)

すみません。その他に保育士が入ろうと看護師が入ろうと、いいんです。ただ、これがカテゴリとして保育所の研修なのか、それとも認定こども園も含まれているのか、幼稚園も含まれているのかということをとータルでお伺いしたいと。

その他ということで聞きました。確かに。でも、それよりもこの事業自体は保育所単独の事業なのか、幼稚園、認定こども園も含んだかたちの事業なのかというさびわけが十分されていないんじゃないかというふうに受け取れるので、是非ともそのへんを明らかにしてもらいたいし、整合性をもたせてほしい。

「等」という言葉だけで、例えば資料のところは、認定こども園等ということで括られていると、「等」には何が入るの？そして、その下段には、全て具体的に書かれている、幼

稚園教育要領，保育所保育指針，認定こども園要領というふうなかたちで書かれている部分が，逆にいうとわかりづらい部分があるので，そこらへんの整合性をとってもらいたい。

まずは，この事業の対象者が何なのかということを確認してほしいなというのがありまして質問しました。ちょっとわかりづらくて申し訳なかったです。

(有田会長)

お答えできますでしょうか。

(保育幼稚園課 山崎管理主幹)

そのへんは，まだちょっと，この研修自体に幼稚園さんの研修とのすりあわせという部分が，まだしっかりとできていない部分がありまして，従来の保育所の職員の研修という部分が色濃く残っているというかたちになっておりますけれども，対象といたしましては，保育所と，それと認定こども園，様々な形態の認定こども園さんのほうに呼びかけはしております。

ちょっと，その研修によっても限定された家庭支援推進加配保育士などは，それが配置されている園だけとかいうこともありまして，なかなかわかり難い表にはなっていると思いますので，今後については，様々な対象に，研修のほうに参加したいという声も聞かれておりますので，そこはこれからの課題ということになっていくと思います。

(有田会長)

「等」というところは，幼稚園，保育園，認定こども園，その他の施設もあるということですか。「等」というのは。

(保育幼稚園課 山崎課長)

宮地委員さんのご指摘の後ろの認定こども園等とあるところですね。これについては，確か，この計画を作る時に議論があったところでして，保育所，幼稚園，認定こども園，その他の施設を整理して，認定こども園等という言葉に1回まとめさせていただいたところだと思います。

(宮地委員)

その「等」が出てくる時と，「保育所等」という使い方をする時とが出てくるので，そのへんを整合性を持たせてほしいというのが一点です。事業自体が結局，今できているとかできていないじゃなくて，どういう対象者をやってこういう結果になったということがないと，ちょっと評価する時に厳しいかなと思いましたので，そのへんを是非整理をしていただきたいというのが。

見た時，ぼんやり，1年前の，2年前ぐらいになると忘れている分もありますので，す

みませんが、そんなカテゴリを分けるところをしていただけるとありがたいというお願いです。よろしくお願いします。

(有田会長)

事務局, お願いします。

(保育幼稚園課 山崎課長)

特に、先ほど宮地委員からご指摘のありました研修のところにつきましては、先ほどの保育士幼稚園教諭の処遇改善の関係の研修のことで整理も必要になっておりまして、そういったところから、対象のお子さんの年齢、支給認定区分というものもあるかと思ひますし、それから対象の施設というものがあるかと思ひます。そういったことでのさびわけというものを整理をしたいと思ひます。

(宮地委員)

よろしくお願いします。幼稚園も含まれておりますので、新制度の中の、同じ処遇改善がかかってきているということですので。

(有田会長)

他にございませんか。

(中西委員)

より質の高い教育ということで入っていますので、ちょっと言うことがピントが外れているかもしれないんですけど。

今、子ども達が、一人っ子の子供達がすごく増えているんですね。その中で異年齢との交流というのがない子供達が多く増えてきています。そういう中で、私、関わっている、高知市の大きいことが、大変難しいんですが、保・幼・小・中の交流をやっています。

その中で、中学生の子は思春期となって色々な辛い思いが学校であるというんですね。交流があった保育園に行って、子供達と遊んで心を癒して帰って来る。

そういう意味で、生きる力を育てるといふ、教育と同時に生きる力を育てるといふ視点がこの中にあれば、すごくまた違った意味の連携ができると思ひますので。

これ、教育ということで出していますので、そこまで書いていいかどうかという問題があるんですが、今ちょっと子供達がそういうところまで来ていますので、できれば、少なくとも関係している担当者には、教育の向上と共に子供達の生きる力をこの中でどう育てるのかという観点をもったうえでやっていただくとありがたいです。

特に、ここで回答は要りませんので。

(有田会長)

ご意見ということとで。他に、ご質問。

(大黒委員)

保・幼・小連携でちょっとお伺いしたいんですけど、先ほど、16モデル地区で、来年が20というお話がありました。これ、全体の何割なんですか。

それと、モデルになるシステムというか、どういうかたちでモデル地区になるのか。もっとなんて言えば、これ、全校実施というわけにはいかないのかということをお願いします。

(有田会長)

お願いいたします。

(学校教育課 今西副参事)

20 推進地区になって小学校区でいうと 41 小学校区ありますので、半分にはぼきたということになります。モデル地区の決め方は公募です。校長会などで、まず小学校のほうで希望をとりまして、もちろん小学校だけでできるものではありませんので、校区の園の先生方と相談をし、よし、来年やろうという合意が取れたらやっていただけるようになっていきます。

それと、3つ目のご質問ですが、このモデル地区でなくても、1日入学は全ての学校でやっていますし、入学前の連絡会もやっておりますし、連携や交流自体はやっているものですが、推進地区になりますと、講師を招いて合同で研修したりとか、園と小学校で共通の遊び道具を買って、園でも使ったこのおもちゃが小学校1年生の教室にもあるよみたいなど、消耗品などにも使ってもらえる予算がありますが、何分、予算を伴うものですので、なかなか41校分の確保ができていないというところではあります。

(有田会長)

こんな取組なんかやっておられるところが、どういうふうになっているのかわからないところがあると思うので、そういうところを是非広報なんかで知らせていただくと、現場の先生ですら、そこのところは承知していない方がいらっしゃると思いますので、何回にもわたって、こういうことは広報でお願いいたしますね。

(学校教育課 今西副参事)

すごくタイムリーなことを言っていただきました。

皆様のお手元に、もし、3月号のあかるいまちがおうちなどに届いていたら、開いていただきますと、3月号の特集が、「保・幼・小連携でのびる子ども達」ですので、どうぞまたご覧ください。

(有田会長)

他にございませんか。

ここは本当に、新しい子ども・子育ての支援システムでの支援の中には、量の確保と質の向上というところが伴っているところがありますので、それについてはたくさんご意見があるかと思えます。

実際には、保育所なんかも研修をしたい。今、伊野部委員も言っておられましたけれども、研修をしたいんだけど、でも、研修に出るためのきちんと保育を保障するものがないと研修も出られないわけですので、そういうかたちでの保障をしていただくことがあったり、あるいは現場には、やはり臨時の先生などもあるわけです。でも、臨時の先生方も担任をして実際の保育をしているわけですので、そういう先生方にもきちんと研修が届いていかれるような、そんなこともあって、この研修につながっていくことだと思いますので、そのあたりの仕組みなんかも是非お考えください。希望です。よろしくお願いいたします。

他にございませんでしょうか。

(井上委員)

ここで言うのは適切なのかどうかちょっとわからないんですけど。最近、子守りにスマートフォンだったりタブレットだったりとかいうものを使っているご家庭がかなり増えているようですごく気になっているんですが、先生の研修だけでなく、やはり保護者に対しても必要だと思うんですが、やはり、早くからそういうものをお子さんに長時間させていくことで、すごく子ども達に害があるということを大人達はちゃんと指導していかないといけないと思うんです。そういうことも今後取り入れていっていただけたらなというふうにすごく危惧しています。

スマートフォンだったりタブレットだったりすると、焦点が合わなかったりとか、かなり弊害があるという結果も、絶対これという結果がまだ出ていない時点なので、なかなか言えないかもしれないですけども、やはり、ちょっと危惧しているので、何か対策みたいなものを立てていけたらなと思います。

(有田会長)

本当に社会が急激な変化をしていっているところですので、今までで考えられなかったことがあろうと思います。

今度の新しい幼稚園教育要領や保育所保育指針は、地域の方も巻き込んでいながら保育内容、教育内容を考えていくこともあるわけですので、今、井上委員が言っておられるようなことなんか、地域の方と協力していながら解決していけるような研修もあろうかと思えますので、是非そういう高知市ならではの取組なんかがあれば、どうぞよろしくお願いいたします。

何か事務局のほうでありますか。

(保育幼稚園課 山崎管理主幹)

ご指摘いただいたように、スマホで子守りとかいうことは保育現場でも様々な事例がありまして頭を悩ませているところです。

やはり、直接目と目を合わせての子育てというところを大事にしていてもらいたいところをどういうふうに伝えたらいいかというところで、まず、世の中の的にはすごくそういうものをうまく使っていくことも大事というところもあって、かなり自分達が勉強しなければというところで、事あるごとに色々なところでそういう研修を取り入れていくように、そうせざるを得ない状況にもなっております。

今年度は、園児さんとも一緒に勉強する機会がありますので、そういう時に専門の先生に来ていただいて、やはり実態はなかなか深刻であるとか、そういうことを保育士、幼稚園教諭が集まって勉強して啓蒙していくポスターを貼るようにしたりだとか、そういう機会を設けて、今後もそういうことにつきましては根気よく取り組んでいく必要があると考えております。

(有田会長)

他にございませんか。

(新谷委員)

人をつなぐ教育だとか、すごいなと思う反面、幼稚園、保育園、小学校の連携といっても、なかなか保護者のほうに入って来ないというか、スマートフォンもそうですよね。こういう実態があるというのもニュースでは聞いていても、自分の幼稚園とか学校とかでそういう実体があるのかということが、なかなか保護者まで伝わってこないところがあるので、そこをもう少し、学校のほうでも、やはり問題になっていまして、参観日の後の懇談会等とかで先生方にもお話をいただくんですけど、なかなか人も集まらない。お手紙を出しても反応もないとかいうところで、今度、さっきも出ました、あかるいまちにも載るといふことで、それも見てくれているのかなと思って。なかなか保護者へのほうの伝達がうまく来ていないのかなというのは、すごく実感しています。

こういう会に出させていただいているので、何か記事があれば関心をもって見るようにしているんですけど、保護者の関心が行かないのは問題かなという思いは最近、思います。

なかなかPTA活動も人が集まらない状況でして、小学校も幼稚園も保育園も頭のいたいところだと思うんですけど、何か質の高い教育のためには、やはり保護者も参加していける取組があればいいのかなと感じました。

(有田会長)

保護者を巻き込むようなかたちの取組なんていうのは、計画はありますでしょうか。

P T Aとかの保護者会に来てくださる保護者の方については、よくわかってくださるんですけども、参加されない方にどのようにしてそこを伝えていくのかということが、やはり一番大きな課題じゃないだろうかと。そのところにきっと、家庭支援保育士だとか子育ての相談支援員なんかの役割があるんだろうと思いますけど、なかなかこの人数では難しいところがあるんじゃないかと思われまして。

その中で、園自身も、今まで園だけで保育を行っていても、なかなか解決しないところがあるので、そのところをいかに保護者や地域の方を巻き込んだようなかたちでの保育が展開できていけるのかという、そんなことやなんか、きっとこれから研修の中にも入ってくるだろうと思います。そういうところをこのところで実際には評価をしなければなりませんけれども、具体的に何をやっているんだということが見えてこないところがあるので、今度出す時は何か見えてくるようなものがあると、こういうふうに取り組んでいるとか、ここはもう少しあると、よりいいんじゃないとか、意見が出しやすいかと思えますので、そのあたり取組のところの様子を具体的に出していただくととってもありがたいというところがありますので、どうかよろしく願いいたします。

他にございませんか。

なければ、次に行きたいと思います。

重点課題施策③地域ぐるみの見守り・子育て支援体制の充実のところを子ども育成課よりお願いします。

(子ども育成課 小嶋主幹)

私のほうからは、重点施策③の地域ぐるみの見守り・子育て支援体制の充実について報告させていただきます。

スライド番号 32 番をご覧ください。重点施策の地域ぐるみの子育て支援のまちづくり、子育て支援体制の充実について説明します。高知市では主な事業としまして、地域子育て支援センター事業やファミリー・サポート・センター事業、子育てに関する情報発信、親子絵本ふれあい事業をはじめとして様々な事業を行っています。ここではいくつかの事業について説明させていただきたいと思います。

まず、33 番をご覧ください。まず、地域子育て支援センターです。概要としては、公共施設や保育所など地域の身近な場所で乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を行なう事業です。対象は乳幼児のお子さんと保護者です。内容としましては①から④までの内容を各支援センター10 箇所で開催しております。

34 番の地図をご覧ください。この地図は地域における子育て支援として地域子育て支援センターを「★」で、子育てサロンを「◆」で、それぞれの所在地を示しております。子育てサロンは、地区の民生委員や地区社協の地域の方々の主催による子育て中の方が、気

軽に集う場として定期的開催されております。地域子育て支援センターについては、子ども未来プランにおける施設の目標数値であった市内10箇所が取り組んでおります。

35番をご覧ください。ファミリー・サポート・センター事業です。地域において託児や送迎など育児援助を受けたい人、依頼会員といいますけれども、と、育児援助を行いたい人、援助会員が、ファミリー・サポート・センターに登録して有償ボランティアによる相互援助活動を行う事業です。対象は、依頼会員は生後6ヶ月から小学校6年生までの子どもを持つ家庭で、援助会員は、市内在住の20歳以上の方で心身共に健康で相互援助活動に理解や熱意のある方になります。内容については①は②を行っております。

36番をご覧ください。子育てに関する情報発信として、「こうちし子育てガイドばむ」について紹介します。子育て支援について目的別にわかりやすく整理した子育て応援情報誌を作成し、母子保健課が実施しております、赤ちゃん誕生おめでとう訪問の時に配布しております。また、配布方法としましては、地区の窓口センターであったり、ふれあいセンター、子育て支援センターなどで幅広く手にとってもらえるようにさせていただいております。

37番をご覧ください。子育てに関する情報発信として、平成28年2月1日から公式Facebookページ『高知市子ども未来部「ほのぼの子育て」』を開設して、高知市の子ども未来部の業務・事業の紹介や子育て知識に関する情報等を子育て世帯に発信しております。

38番をご覧ください。親子絵本ふれあい事業についてご説明します。乳幼児期から、絵本を通じて言葉や心を通わすことの楽しさや大切さを親に伝え、親子のふれあいを促進すると共に、保護者の育児力の向上を支援する事業です。生後6ヶ月から1歳2ヶ月の子どもと保護者を対象に①から④の内容を行っております。開催場所は16箇所を実施して、平成27年度は646の方が参加して下さっております。

39番をご覧ください。今後の方向性ということで報告します。1 地域子育て支援センターは、切れ目のない子育て支援の地域拠点として機能強化を図るとともに、市の東部と北部に新たに2箇所の整備を目指しています。2 子育てに関する情報発信については、「こうちし子育てガイドばむ」、高知市のホームページ等も利用して利用者にとってわかりやすく利用しやすいものになるように取り組んでいきます。3 親子絵本ふれあい事業については、従来の場所に加えて平成28年度からは、地域子育て支援センターでも実施し、地域の中における子育て支援の観点から、参加者にとってより充実した事業となるように取り組んでいきます。報告は以上です。

(有田会長)

ありがとうございました。先ほどのご説明にご質問、ご意見ございませんでしょうか。

(宮地委員)

38番の親子絵本ふれあい事業の参加者数が大体同じぐらいの人数でいっているんです。

この人数は多いのでしょうか、それとももっと増やしていくような。

というのは、家庭にいる人達を対象にしているんだろうなと思うんですけど、そこへの光の当たり方が若干弱いかなという思いがしているので、そのへんはいかがなものでしょうか。

(有田会長)

事務局, お願いします。

(子ども育成課 小嶋主幹)

高知市では、大体 2,700 人くらい出生なさっています。その中で 27 年度は 646 名の方が各ふれあいセンター等でやっている事業に参加していただいております。人数としては少ないんじゃないかなと思っております。

28 年度からは、日頃、子育て中のお母さん達が地域子育て支援センターに行っているわけですが、その行き慣れた地域子育て支援センターの中で親子絵本ふれあい事業が展開されれば、もう少しお母さん達は行きやすいのではないかとということで、28 年度から各 10 箇所での事業を展開しております。

平成 28 年 12 月末現在の集計にはなるんですけど、10 箇所の支援センターのほうでは 199 名の方が参加しておられまして、アンケート等もとっているんですけど、「行き慣れた支援センターでやってくれてよかった」とか、「今まではこういう事業を知らなかった」とかいう声もありますので、今後も地域子育て支援センターを上手にお母さん達が使えるように展開していきたいな、継続していきたいなと思っております。

(有田会長)

よろしいでしょうか。

(宮地委員)

是非お願いします。今、厳しい環境にあるというのが、家庭で子育てをしている、特にワンオペと言われるような 1 人でみている、力を借りられない、1 人で育てているというのは非常に問題になってくるなと思いますので、そのへんの周知が、Facebook のほうで、「いいね」だけじゃなしに活動がひろがっていくことを期待しています。どうぞよろしくお願いします。

(有田会長)

他にございませんか。

(小野委員)

35 番のファミリー・サポート・センター事業についてですが、これは、依頼会員と援助会員の登録人数、それと相互援助活動を行う事業とありますが、実際そういう活動自体が、どのくらい例があったのかという、実績ですね。そういう状況は把握されていますでしょうか。

(有田会長)

事務局からお願いいたします。

(子ども育成課 西村参事)

27 年度、依頼会員は 822 人、援助会員が 411 人、両方登録している会員さんが 69 人ということになっています。延べ利用件数につきましては 5,954 件ということになっています。この利用件数の中で多いのが、保育園へのお迎えであったり、それから、習い事への送りであったりというのが多くなっております。

(有田会長)

他にございませんか。

(井上委員)

この 36 の子育てガイドばむですけど、色々情報が載っているということで、すごくお母さんにとっては頼りになるものだと思うんですけども、赤ちゃん誕生おめでとう訪問の際に配布されているんですよ。

出産前からの不安のある方とかも多いので、母子手帳をお渡しする時に配布するとかいうのはどうなんでしょうか。

(母子保健課 山本課長補佐)

妊娠期、出産に関しての情報誌というのは、母子手帳交付時に、別に、子育て応援ブックという冊子を作ってお渡しして、より詳しくそのあたりのことをお伝えするようにしておりますので、赤ちゃんが生まれてからは、こちらのばむを使っていただくということで使い分けという感じにしております。

(有田会長)

よろしいですか。

(井上委員)

今後、その子育て、両方をちょっとあわせていくような話も何かちらっとここで報告さ

れていたような、なかったですかね。どこかにあったような気がしたので。一緒にするんだったら、母子手帳交付時に配布したらいいかなと思ったんですけど。

(有田会長)

子育て家庭にきちんとわたっていかれるような仕組みを是非工夫していただきたいという要望でよろしいですか。

(筒井委員)

ちょっとまた戻るんですけど、ファミリー・サポート・センター事業ですけど、先ほど、依頼会員と援助会員の数の大分開きがあるということで、実際その依頼に対して、十分応えきれているのかどうかということと、やはり、今後、働き方改革じゃないですけど、仕事と育児の両立をしていくにあたって、このファミリー・サポート・センター事業というのは、非常に重要な事業であると思いますし、今後、どんどん県内に広がっていったらと思うんですけど、より使いやすくするということが、会員の、特に援助会員の開拓はどのようにお考えかということなんです。

(有田会長)

ファミリー・サポート事業の現状等ですか。

(筒井委員)

そうですね。いわゆる援助を受けたい人が十分受けられているのかということと、会員数が、援助会員のほうがかなり少ないという状況かと思えますけれども、サポート・センター事業として十分機能を今、しているのかということと、今後、援助会員を増やしていくにはどのようにお考えかということをお聞きしたい。

(有田会長)

事務局のほうで、お願いいたします。

(子ども育成課 西村参事)

ファミリー・サポート・センター事業につきましては、女性の活躍推進でありますとか少子化対策、そういったところから、高知県のほうも県下にファミリー・サポート・センターを増やしていくというような方針も出してございまして、現在、県と一緒に、県が取り組みますテレビ番組に高知市のファミリー・サポート・センターが協力をする。また、広報等につきましても一緒にチラシ、そして、パンフレット等の配布についても力を入れてやっているところでございます。

そういった中で、援助会員を増やすこともひとつですが、提供会員ですね。お預りをす

る提供会員も増やしていかなければいけないというところもありまして、その点につきましては、現在、高知市が業務委託をしております事業所において、来年度は援助をする会員になるための研修会も増やすというところで準備を進めていっているところでございます。

まだまだこれからファミリー・サポート・センターにつきましては、内容を充実させていくように行政と事業者の間で協力しながら進めてまいりたいと考えておるところでございます。

(有田会長)

よろしいですか。

(筒井委員)

この制度ですね、まだまだ子育て世代の方でも知らない方がいらっしゃいますし、もちろん、援助側になるということで、今、全く子育てしていない人というところも関係してくると思いますけれども、まだまだ広報自体が行き届いてないのかなというのは感じております。以上です。

(有田会長)

提供会員というのは、どういうのですか。

(子ども育成課 西村参事)

提供会員は、ごめんなさい。援助会員と同じですね。

(有田会長)

ボランティアで。

(子ども育成課 西村参事)

ボランティア。有償ボランティアにはなりません。お預りするほう。

(有田会長)

本当に、預かる側の施設の保育時間が段々段々長くいつてしまっていて、本当に研修が、現場ができなくなってきているとか、ローテーションをまわす人達がいなくなって、とっても大変な状況ですので、こうして地域の方が有償ボランティアというかたちでお預りするかたちが、子どもにとっても、園と少し違う環境の中で過ごす時間がとっても子どもにとっては豊かな時間になるんだろうと思います。

そこで過ごしている、時々そういう現場の映像なんかを見ると、リタイアした方がお子

さんを見ている、その雰囲気がとっても、お年寄りの方もお子さんのほうも良い感じであるところがありますので、ああいうところをもっともっと具体的に映像なんかで出していきながら、そうして、援助される方をたくさんつくっていきながら、施設が全て子どもを預かるのでなくて地域でそうして子どもを見ていく、そういうものが少し豊かに進んでいくと、子ども達の、それから、保護者も豊かに子どもを育てていける環境になるだろうと思いますので、是非、このファミリー・サポート・センターがうまくまわしていかれるような状況をアピールしていくような宣伝を是非お願いしたいと思います。

他にございませんか。

(小笠原委員)

ずっと思っていたんですけど、ファミリー・サポート・センターの援助会員のほうの、なってみたいけど事故とかの不安があるという人の意見を聞いたことがありまして、やはり、どのような研修をしていただけるのかという部分もあわせてコマチャルしていただけたら、私もやってみたいという、ちょっとした意欲が広がっていくんじゃないかなと思うので、そちらもあわせてお願いしたいと思いました。

(有田会長)

よろしくお願いいたします。

他にございませんか。

(徳弘委員)

私もファミリー・サポート・センターの件なんですけど、ひとり親の家庭の方で、本当は子どもを預かってもらいたいけど、利用料が高いので、なかなか利用できないという声をよく聞くんですよ。

この前、別の会で話していた時に、所得の低いところは、割り引いた、格安という言い方はへんですけど正規の料金じゃない、そういう制度もありますということを知ったんです。そういうことも知らせていく方法というか、それも必要じゃないかなと、そんなふうに感じています。

援助会員の増やし方ですけど、実は私、民生委員をしまして、民生委員の会の中でも年に1回、2回、援助会員をやってくれませんかというお話、議題は出ます。けど、なかなか民生委員をやっている方って、結構年齢が高いので、やはり、小さい子どもは危ないよね、自信ないよねという声もよく聞かれていますけれども、一応、そういうふうを広げる努力は市のほうもされていますので、そこをちょっとひと言申し添えます。

(有田会長)

他にございませんか。

(中西委員)

長くなるのであんまり言いたくないんですが。

ちょっとここ、ふたつ、大きな視点があると思いますね。地域ぐるみの子育て支援のまちづくりということと、子育て支援体制の充実というふたつ、これも違いがありますね。下の子育て支援体制の充実、これ結構、事業としてあります。

ただ、地域ぐるみの子育て支援のまちづくりというのは、ファミリー・サポート・センターの事業がひとつ入っているのみで、あとは、あまりやってないんですね。

ちょっと有田会長が言われたように、地域の方がボランティアでもない、日常の中でどう子育てをしているお父さん、お母さんに声をかけるのかとか支援できるのかという、ソフト面で、思想というんですか、考え方というんですか、そのへんを何かのかたちで打ち出さないと、ただ金を貰ってやるとかいう、事業というのは、もちろんそうなるんですけど、もうひとつ、まちづくりということですから、地域全体として子育てをどうしていくのかというので、どうするかということを是非とも視点の中で入れていただいて事業を組んでいただきたいと思います。

(有田会長)

要望でよろしいですか。

よろしく願いいたします。

他にございませんか。

なければ、次の重点施策④ 児童虐待の発生予防につきましてお願いします。

(子ども家庭支援センター 丸山副所長)

この資料のスライドの 41 番になります。④児童虐待の発生予防につきましてご報告をさせていただきます。

まず、虐待発生予防に向けた取組の流れを 42 番のほうに、フローチャートに示しております。骨子の取組といたしましては、左上のほうにありますが、乳児家庭全戸訪問事業などのこういった母子保健活動や右隣にあります一時預り事業などを通じまして、母子世帯とのつながり、それから、相談支援等を行いながら、直接、家事支援等が必要な場合などは、養育支援訪問事業、真ん中のほうに括弧でござますけれども、こういった支援事業のほうにつなげていくような流れになっております。これによって子育て家庭の育児力の向上や育児の負担感・孤立感等を和らげていくこととなります。

また、フローチャートの下のほうにありますように、役所内の機関だけでなく、学校や医療など、子どもに関わりのある関係機関、それから、地域住民の虐待に対する意識の向上なども虐待の発生予防には大変重要であるというふうに考えております。

次のページに移ります。虐待の発生予防に関する取組状況についてご報告をさせていただきます。大きく 4 つの取組、それから事業についての説明となります。

まず、1つ目といたしまして、子ども家庭支援センターでは、児童虐待に関する相談だけでなく、その他、子どもに関わる悩みや心配事について相談を受けておりますが、その児童家庭相談件数について平成24年度から27年度までの推移を表にあらわしております。

次に、その下の44番であります。②児童虐待予防推進事業といたしまして、今年度の高知オレンジリボンキャンペーンへの参加・協力をしてしております。11月の6日、高知市内のほうで講演会の開催、それから、12月4日には中央公園におきまして人権ふれあいフェスタと連携して虐待予防の啓発活動をしてしております。また、11月の虐待予防月間には高知市の広報誌あかるいまちに掲載しまして、市民向けの周知等を図っているところでございます。

次のページに移ります。45番としまして、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業といたしまして、まず、児童福祉司任用資格取得のための講習会を受講するなど、要保護児童対策地域協議会の調整機関でもあります、子ども家庭支援センター職員の専門性の向上に努めております。

それから、2点目として地域ネットワーク構成員の児童虐待に関する専門性の向上、それから連携強化を図るため、県下各市におきまして研修実績がございますNPO法人カンガルーの会のほうに事業委託をいたしまして児童虐待予防研修を2地区で、それぞれ4回ずつ開催しております。

それから、3つ目といたしまして毎年開催しておりますが、市民への啓発等といたしまして児童虐待予防講演会を12月の18日日曜日に開催し、111人の参加がっております。

それから、その下、最後になりますけれども、④養育支援訪問事業についてですが、社会福祉法人みその児童福祉会に事業委託をしまして、養育に関する専門的な相談、それから家事援助などに対応しております。表のほうに平成24年度から27年度までの実績件数をあげております。

次のページに移ります。まとめと今後の課題ということで、3つの点についてまとめております。まず1つ目といたしまして、妊娠期から出産・子育て期にわたる切れ目の無い支援を充実させるため、保健・医療・福祉における関係機関の連携・協力体制の強化。それから、それぞれの専門性の向上を図ることが重要であるというふうに考えております。

2つ目といたしまして、保護者からのニーズ、それから相談への適切な対応や養育へのサポートを行い、子育て家庭が地域社会において孤立化しないよう、保護者への支援を図っていくことが重要であるというふうに考えております。

それから、3つ目といたしまして、引き続き講演会・研修等の実施や広報活動によりまして、地域住民等における児童虐待防止の取組や意識の向上を図ることが重要であると考えております。

以上が、今年度の児童虐待の発生予防についての取組状況及びまとめについてのご報告でございますが、最後に、参考資料といたしまして、いくつか掲載をさせていただいてお

ります。

高知市における児童虐待の現状ということで、虐待の相談件数、それから、虐待種類別件数。次のページの49に移りまして、被虐待児の年齢別件数、それから虐待者別件数。それから、50のほうには、高知市におけます管理ケース数ということで項目別にそれぞれ表にあらわしておりますので、また、ご確認いただければと思います。

以上で、ご報告を終わりたいと思います。

(有田会長)

ありがとうございました。

この説明につきまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(齊藤委員)

色々な対策を立てられていて非常に素晴らしいと思います。42のスライドなんかはフロー図を見て、こんなふうやっていくんだというところでありまして、47のスライド、まとめと今後の課題とかですね、色々出ているんですけども、実際この48、49、50のスライドを見ると数が減ってない。逆に増えているように思うというか、数が増えているという話。全国のニュースでも聞かない日はないくらい、やはり児童虐待とか事件事故に巻き込まれるのが非常に多いと感じます。

これは、やはり、今までのとってきた対策だとか施策が、ちょっと違うのではないかというようなイメージが、非常に、原因が違うから減らないように感じるんですけども、そこらへんどうなのでしょう。

(子ども家庭支援センター 丸山副所長)

この件数等につきまして、確かに全国的な虐待件数が10万件に達したり、非常に伸びてはおります。高知市につきましても虐待の件数についても、24年度から27年度にかけてもちょっと増えているということなんですけれども、まず、そのあたり、一般の市民の方や各関係機関のアンテナのほうも張っていただいていると。ちょっと、この子心配だとか、そういった時に行政のほうに連絡をいただいていると、そういったこともとらえていけるかと思っておりますので、数字が伸びることが悪くなるというふうなことではなくて、それによって周知も図られているということもとらえられるのではないかと思います。

(中西委員)

特に行政の肩を持つわけではないんですが、これ、取組をすれば増えるんですね。これも虐待のひとつの特徴だと思うんです。

124件認定していますので、27年度。この8倍から10倍潜在しているというわけです。ということは、高知市内に900件から1,200件ぐらいの虐待及び虐待に近い状態の子ども

達がいるというのが現状なんです。それと、私達が見つけられていないというのが現状なので、これ、取組すればもっとどんどん増えてくるんですね。

名古屋大学の教授なんかは、状況はいいんだという論文を書いている教授があるくらいでありますので、網掛けまで入れていって、本当にいなくなって減るのはいいんです。網のかかるところにきていないというのが、この虐待の大変な状態なんです。多分これ、もっと増えると思うんです。それはそういう900件から1,200件ぐらい、潜在していたのが表に出て来たんだという理解をしたほうが私は正しいんじゃないかなと思います。

(有田会長)

という厳しい現状が現実のようですけれども、ご意見、ご質問ございませんか。

たくさんこのように取組をされているというところはわかりますけれども、実際にこの講演会であるとか、虐待予防の講演会なんかがあるなんてことは、もしかしたら、もっと知っている、関心のある方がたくさんいると思います。そこのところをそれぞれ、そこに関わっている専門職以外の方の本当に一般市民の方、高知市民の方がこういうことに関心を持ってこられると、そのあたりが今、中西委員が言われていたことも改善に向かうところもあるんじゃないかと思いますので、やはり、本当にこの数を考えていくと、行政だけでこれを対応することは難しいだろうと思いますので、そこのところに市民を巻き込んだような取組ができていかれるようなことを、何とかできていかれるようなことを是非お願いしたいと思っています。

続きまして、重点課題の⑤障害児支援の充実についてお願いいたします。

(子ども育成課 神崎主幹)

重点施策⑤につきましては、子ども育成課、障がい福祉課、教育研究所の順にそれぞれ報告させていただきます。

資料のほうはスライド番号51からになりますので、よろしく願いいたします。私のほうからはスライド番号51に項立てしている内容についてご報告をしたいと思います。

まず、発達障害児の早期発見、早期療育体制について報告をします。スライド番号52をご覧ください。図1は、母子保健課で行っている1歳6ヶ月健診における精神発達面の有所見者の状況と健診フォローの受け皿であるこども発達支援センターの事業を中心にフォローの中身をお示しした図になっております。実際の支援体制としましては、地域の幼稚園、保育所、学校、医療機関、専門療育機関、子育て支援サービス機関などが連携をとりながら双方向での支援を実施しております。

スライド番号53の図2をご覧ください。これは1歳6ヶ月健診における精神発達面の有所見者の割合の推移を見たものです。平成23年度以降から有所見率は20%程度となっており、スクリーニング制度は安定してきたといえます。以上のように、21年度から開始した早期発見、早期療育の取組は、一定その流れを整えることができてきました。

本日は健診後のフォローをどのように行っているのかについて簡単に報告させていただきたいと思います。

スライド番号の 54 をご覧ください。健診等の場でお子さんの発達について何らかの指摘を受けますと、保護者の多くはショックを受け気持ちが揺れ動きます。「あんなに短い時間にうちの子どもの何がわかるのですか？」といったように否認や拒否、あるいは怒りの感情が込み上げる方もおいでます。しかし、時間をかけて話を聞き、子育ての相談に応じていくうちに、少しずつ子どもにとって必要なことをやっていこうという気持ちに変わってきます。このような受容に向かう保護者の心理を理解しながら、焦らず、諦めず支援させていただくことが大切と考えております。

スライド番号 55 をご覧ください。子ども発達支援センターでは、健診等の相談には、必ず家庭訪問を実施しております。訪問でゆっくり保護者の話を聞かせていただき、お子さんの様子を確認しながら、一番適切と思われる事業を紹介させていただいております。

保護者の様子によっては、心理士相談、専門医師相談、親子通園ひまわり園等を組合せながらの対応となります。専門医療機関受診待機がかなり長期になっていますので、診断がつく前から子育て支援として必要な支援を開始していくことの大切さが言われております。今後も保護者の気持ちに寄り添いながら、支援内容の充実に取り組む必要があると考えております。

次は、新生児聴覚検査事業についてです。スライド番号 56 をご覧ください。この事業は子どもの聴覚障害を早期に発見し、早期の療育につなげるため、高知県内の産科医療機関に委託し、新生児の聴覚検査を無料で実施するものです。平成 28 年 5 月から 10 月までの実績としましては、受診者数 1,245 人、要再検査者 24 人、要精密検査者 5 人という実績でした。

次は、在宅障害児の支援体制についてです。スライド番号 57 をご覧ください。在宅障害児のほとんどは、医療機関からの継続看護連絡票や母子保健課の赤ちゃん誕生おめでとう訪問を通じて発行されております。平成 27 年 4 月から親子通園施設ひまわり園で開始しました、ゆったりっこクラスの対象は、心身に障害を持つ発達の緩やかなお子さんと保護者で、乳児期から 4 歳くらいまでのお子さんが参加をされています。ゆったりっこクラスにはこれまでに 23 名が入園されております。平成 28 年 12 月現在の登録児は 15 名となっております。卒園された方のほとんどは保育所入所となっております。

最後に、サポートファイルを効果的に活かした関係機関との連携について説明いたします。スライド番号 58 をご覧ください。支援が必要な児童の就学前の引継体制は図 4 にお示ししたとおりです。サポートファイルは、児童への支援を引き継ぐためのツールであり、平成 28 年度の就学相談時点での所持率は 55.9%と漸増しております。また、活用する場面も児童発達支援事業所を利用する際や特別支援担当保育士を申請する際の申請書類として活用するなど、徐々に活用の場面が広がってきております。

今後の方向性について報告いたします。1 発達障害児の早期発見、早期療育の流れを

整えることができおり、今後はさらに対応の充実を図ります。2 平成 27 年度から実施している、ゆったりっこクラスは、早期支援の場として保護者、医療機関双方からのニーズがあり、今後の内容の充実を図ります。3 サポートファイルの所持率は漸増しており、今後も引き続き活用推進の取り組みを進めてまいります。

子ども育成課からの報告は以上です。ありがとうございました。

(障がい福祉課 嶋主幹)

次に、障がい福祉課から報告させていただきます。

スライド 60 からになります。まず、相談支援体制ですけれども、東西南北の 4 地域に障害者相談センターを総合相談窓口として設置しまして、各センター 2 名の相談員が様々な相談を受けるとともに福祉サービスや必要な課につなげるなどの支援を行っています。

また、障害福祉サービスや障害児通所支援を利用申請する場合、平成 27 年 4 月より利用計画書の提出が必須となっておりますので、利用計画書は特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所が作成するものと保護者の方が作成するセルフプランがあります。特定相談支援事業所数ですけれども、平成 27 年度末より 2 事業所、指定障害児相談支援事業所数は 3 事業所増加しています。

スライド 62 ですけれども、障害児支援利用計画書の作成率は、昨年の 12 月末時点では 46%でしたけれども、平成 28 年 10 月末にはセルフプランを含めると 100%の作成率となっています。障害者相談センターや指定障害児相談支援事業所などの相談員の専門性を高めるために各ブロック別の勉強会を 2 ヶ月に 1 回定期的に開催していく等、また、全体研修にも取り組んでいます。

次に 63 ですけれども、次のページになります。障害児通所支援の事業所数及び利用状況ですけれども、右端の欄に平成 28 年度の 4 月から 10 月までの事業所数及び利用状況等を示しています。児童発達支援事業所や保育所等訪問支援事業所は、療育支援の専門性がより求められるためか事業所数は伸び悩んでおります。放課後デイサービスは 27 年度末より 3 事業所増えておりまして、利用総数も増加しております。

スライド 64 以降は、それぞれのサービスの内容と利用状況をグラフで再掲したものですけれども、スライド 65 の平成 27 年度の折れ線グラフの数字が一部欠落していますけれども点線の部分が 281、実践が 247 です。失礼しました。

次ですけれども、スライド 70 ですが、卒業後に向けた支援ですけれども、ひとりひとりの適性或障害に応じた働き方が出来るよう、特別支援学校において進路相談会が開催されています。出席は保護者やその関係機関、相談支援事業所様々なんですけれども、卒業前から十分な情報交換とか情報提供ができるよう、その相談会に参加して取り組んでおります。

卒業後の進路のひとつですけれども、企業等で就労の困難な方に働く場を提供するとともに、知識や能力の向上、維持を図るための訓練を行う就労継続支援 B 型のサービスがあ

りますが、その就労継続B型を利用する場合、平成27年4月からですが、在学中に就労アセスメントを行うことが必須となっております。その就労継続B型の利用検討する特別支援学校高等部2年生を対象に、校外実習などの機会を利用しまして就労に関する作業能力などを観察し、就労能力を評価する就労アセスメントを実施します。その評価につきましては、後日、本人、保護者、学校、相談支援事業所やその評価を行った就労移行支援事業所等に確認を行っております。

また、県立の特別支援学校には、広い範囲から通学をされておりますが、就労アセスメントで用いるアセスメントシートは、これまで各市町村が同じ様式でなかったものから、今年度、県の方が統一シートの作成を検討するワーキンググループを立ち上げまして、障がい福祉課のほうもそのワーキングに参加をし、シートの作成に取り組んでいます。29年度新たなアセスメントシートを用いる予定になっています。

スライド71のまとめと今後の課題ですけれども、障害児支援利用計画の作成率は100%となったんですけれども、子どもは成長していきますし、生活の変化もありますし、障害の状態も変化をしながらですから、その状況に応じた計画の見直し、また、その保護者の思い等を勘案できるような相談員の質を向上するように、これから研修等に引き続いて勉強会等も取り組んでいく予定です。

児童発達支援事業所と放課後等デイサービス事業所の各事業所においても、それぞれの子どもの障害特性とか発達にそった支援がなされるよう、県が開催している障害児通所支援事業所連絡会というのがあるんですけれども、それに参加をしながら支援者の育成に今後努めていく所存です。

最後ですが、学校での進路相談会において保護者や関係機関とともに生活や進路の検討を引き続き行い、就労継続支援B型の利用を検討する特別支援学校高等部2年生を対象に就労アセスメントを今後も引き続き実施し、新たなシートを検証しながら、また作成協力等に取り組んでいきたいと思っております。以上です。

(教育研究所 寺尾特別支援教育班長)

次に重点施策⑤特別支援教育の充実について、説明させていただきます。

資料のほうは73の図からになっております。特別支援教育の充実ということで、こちらのフロー図に示してありますように、就学前の特別な教育的支援が必要な子どもさんについて就学相談等を行いながら、個別移行支援計画等によって引継ぎを行います。そして、ひとりひとりのニーズに応じた適切な就学先に就学していくこととなります。

小学校、中学校におきましては、通常の学級と特別支援学級、交流及び共同学習を行いながら共に成長、学び合うということをとらせていただいております。そして、柔軟な対応が出来るように通常の学級のお子さんにも通級による指導というような特別な場を設定しております。

そして、障害の程度が比較的重い子どもさんを対象とした特別支援学校におきましても、

通常の学校と交流及び共同学習ということで居住地校交流というのを実施しております。これも毎年、対象の希望されるお子さんが増えているような状況で、居住地の小学校、中学校には大変協力をいただいているような状況でございます。そういう中で、インクルーシブ教育システムの構築を目指しているというのが今の現状です。

続きまして、74を見ていただけたらと思います。年々、特別支援教育についての皆様方のご理解もいただけていることで、教育相談、それから就学相談は非常に増えております。その中で平成26年度に、この特別支援教育班のほうには1名増員となりましたが、今現在、私共4名で教育相談、就学相談にあたらせていただいておりますが、まだ目処は立っておりませんが、やはり、まだまだ十分な人員とは言えない状況ですので、それに向けて取り組んでいきたいと考えております。そして、多様な相談ということも多いですので、そういう面では専門性の向上の取組を考えております。

特別支援学校の、その下に表がありますが、児童生徒数の推移、学校教育法施行令の一部改正、就学基準の変更がありまして、平成25年度にその通知がありましたので、翌年からいうと平成28年は減少の方向になっております。

それに伴いまして、75を見ていただけたらと思います。特別支援学級の児童生徒数の推移を見ていただけたらと思いますが、小学校のほう次第に増えておるといような状況がございます。そして、中学校のほうの特別支援学級の児童生徒数の推移というのも増加の傾向にあるような状況です。

あと、通級による指導の子ども達には、推移は微妙なところなんですけれども、通級の数というところにも限りがございますので、通級の学級数は増減を繰り返しているというところなんです。

そして76番です。校内支援体制整備の強化に向けた取組に関しては、各校1名は学校長の指名により特別支援教育学校コーディネーターがおります。そして、校内委員会も設置されていますので、そういう中で校内支援体制の機能が十分発揮されていくように、年間、5月、7月、1月、3回に分けて学校コーディネーター研修会を開催させていただいております。

第1回の5月には、平成19年にお示ししました高知市の個別の教育支援計画の様式、それから指導計画の様式を改めまして、今年度4月に新しい様式を紹介させていただいたということになります。そして、7月には、兵庫教育大学の樋口先生をお招きして、4月に障害者差別解消法も施行されましたので、「インクルーシブ教育システムの構築に向けた合理的配慮」についてのご指導をいただいたところです。

そして、77です。よりよい支援の充実と就学先への支援引継ぎの取組というところでは、今現在、就学相談をさせていただいたお子様については、全員、個別移行支援計画というものを保育所、幼稚園、認定こども園様にはお頼みをさせていただいて作成をお願いしています。そして小学校につなぐという取組を平成25年度から始めさせていただきましたので、今年度4年目になってきています。そういう中で随分定着してきたというようなと

ころではございます。そして、小学校から中学校へ、そして、中学校から高等学校へも支援が引継ぎシート等を活用して学校における切れ目のない支援の引継ぎをお願いしているところでございます。

続きまして 78 を見ていただけたらと思います。真ん中の就学相談の実施というところで、例年、特別支援など保育士が配置されている園については巡回相談をさせていただいておったところ、今年から、幼稚園、保育所、認定こども園さんも7月に新たに希望をとらせていただきまして、巡回相談をさせていただいておるような次第です。その結果、5月、6月で67名、そして7月に72名という対象のお子さんを巡回相談にあたったという経緯でございます。その後も相談に乗っているような状況です。

それから、支援の引継ぎの取組で、4月に就学を迎えた今現在なんですけれども、個別移行支援計画をもとに、先ほど障がい福祉課さんのほうからも紹介がありましたが、保護者と、それから支援事業所の相談支援専門員さんを含めながら福祉相談機関も一緒に入って引継ぎ等を行っておるような状況です。

そして、79 なんですけれども、特別支援教育 指導内容の充実としましては、そこにあるように4つのポイントでやらせていただいているところです。1つ目なんですけれども、知的障害教育相談員の活用による知的障害特別支援学級充実事業というのを今年3年目やらせていただいております。スタート訪問であったり、それから、グループ研究というようなこともさせていただいているんですけれども、ある一定成果を得ましたので、来年度以降、新しく担任をもたれる先生にという重点的な対応の見直し等を図っていこうかと考えているようなところです。

そして、一番下の4つ目ですが、昨年度から研究指定校2校を対象にタブレットパソコンを2台ずつ設置して、特別な支援が必要な児童生徒を対象に効果的な指導方法を探るということで、そういう取組をさせていただいており、成果を発表もして、市内の各学校に広めていこうとも同時に考えております。

最後になります。まとめと今後の課題としましては、もちろん、特別支援学校と特別支援学級は本当に支援の充実を図っていかないといけないところです。そして、通常の学級に在籍する発達障害等の児童・子どもへの支援の充実がさらに求められている現状があります。

ですので、ひとりひとりの教育的ニーズに応じた支援を含めた個別の教育支援計画、それから個別の指導計画の作成。そして、その質的向上を図っていくべき校内支援体制を向上させていく必要があると思います。そして、切れ目のない引継ぎの充実も課題だと考えております。

そして、2つ目なんですけれども、ひとりひとり多様なニーズがございますので、柔軟な仕組みと、それから、多様な学びの場が保障できる体制整備の充実を図っていきたいと考えております。以上です。

(有田会長)

ありがとうございました。子ども育成課，障がい福祉課，教育研究所から障害児支援の取組が説明ありましたが，何かご質問，ご意見，ございませんでしょうか。

(大黒委員)

これだけは言いたくて言っておきますが，発達障害児の早期発見，早期療育支援体制，この点なんですけど，1歳6ヶ月健診とか3歳児健診で発見される場合のことなんですけど，保育所なんかで，当然，同じ月齢の子どもに携わっていますので非常にわかりやすい。携わっている私達にとっては，明らかに発達障害の傾向があるというのがわかりやすい。

その中で一番ネックになるのが，この54番にある保護者の受容というところですね。これがなかなか難しい。これはもう非常に僕等にとっては重たいところで毎年のようにこれを保護者とそういう話をしますが，当然の如くすんなり受容というところまではいきません。1年かかったり，2年かかったり，結局，卒園するまで受容されないまま卒園していくというようなケースも今までありました。

なかなかこれ，難しくて，ある本によりますと，期待されて生まれてきた子どもの死を宣告するようなものという，そういう表現もあります。なかなか保護者もしんどいところなんだろうけど。

そこで最近感じるのが，妊娠，出産前のマタニティ教育というんですかね。そういうものが仮にあるとした時に，発達障害であるとか気になるとかグレーとか，そういう内容についての啓蒙というかPRとかいう，そういう内容は恐らく，一切入ってないんですよ。

妊娠，出産を躊躇させるようなことにはなってはいけないんだけど，やはり，これだけの出現率があって，発達障害が何なのか，グレーとは何なのか，気になる子はどんなのかということ初めての出産する保護者にとって理解があるかないか。あつたうえで我々がこういうかたちで説明するというのと，いきなり宣告するようなかたちで，この内容を伝えるということになった場合，なかなか受け入れ辛い。これはもし前もってわかっておつてもなかなか受け入れ辛い部分があるんですけど。

そういう面で，要望というか，長年たずさわってきて最近思うようになったのは，ある程度一般的な部分，出産前の段階で，こういうふうになって，こういう内容はこういうもの。これだけの出現率があるというような事前教育的な内容のものをやっていただけのようなかたちにはならないかな。そういう要望として，ひとつお考えいただきたいなと思います。以上です。

(有田会長)

このことにつきまして，何か事務局のほうでありますでしょうか。

きっと現場では，たくさんこのような状況があつて，その中で，今，ご発表いただいた課と連携をしながら，園と行政とで連携していきながら専門性を持った方達と一緒に

にやっついていかないと、とても難しいところだと思いますので、そのところの支援を是非、保育所現場、幼稚園現場で支援をしていただきたいという、そういうご要望でよろしいですかね。

(大黒委員)

最近、発達支援センターから、かなりフォローはいただいて、支援員さんが来て、様子は見ていただいています。以前からいうと大分良くなってきたとは思いますが、なかなか、それがすんなり受容というところまで行く過程にはなかなか難しいので、自然にですね、こういう内容を根気よく、啓蒙するというのはあるかなと。

(有田会長)

こういう特別な支援を必要とするお子さんの状況がたくさんあるんだという広報なんかを行政のほうから積極的にお願いをしたいということでもいいですか。

(宮地委員)

結局、医学の医療の発達が障害児をつくっていると言っても過言じゃない部分が、障害児が出てくるのは、医学が発達してきて。

おそらく、ちょっと前までは、小学校に入学する前までは病名、要するに障害名が付けられないというのが医学界の通常だったけど、結局、療育期間を長くするために早い診断をしてということが出てきていると思います。

先ほどの話の中でやはり、私達見ている幼稚園サイド、認定こども園サイドで見ても、何か違うことがわかるけど、そこから先が言えないんですよね。結局、この国ではドクターが病名を付けない、障害名を付けない限り何ともならないというあたり。そして、治療したところから初めて療育が始まっていくあたりで一番苦労しているところなんです。

だから、そういうところで、どうやって話をしていって、より良いかたちにもっていくために、なかなか理解は得られないけれども、これまで以上にそういう意味で、いわゆる子ども達を預かっている現場と、それから、行政と母子を交えていくような手助けを是非ともお願いしたいと思っています。

直接預かっていると、なかなか言えないし、下手すると訴訟問題にまでいってしまうんです。そうすると、その子にとって、1回こじれてしまえば、大変なことになってしまいますので、この問題はすごく難しいなと思いながら、是非そういうところにこれまで以上に力をお貸し願いたいというお願いです。以上です。

(有田会長)

という要望でよろしくお願いいたします。

他にご質問無ければ、今回の重点施策の取組の状況につきまして、評価について、お手

元に先ほどご紹介ありました提出用の用紙に記入をお願いしたいところですが、今日は難しいかと思しますので、後日郵送で事務局に提出をお願いしたいところです。

では、続きまして、数値目標につきまして事務局から報告をお願いします。

(子育て給付課 井本課長補佐給付担当係長事務取扱)

事業計画においては、量の見込みと確保方策は計画策定に関する基本的事項とされておりまして、本市事業計画にも平成27年度から31年度までの数値目標が設定されています。

資料1-4、こちらをお願いします。これは平成27年度の数値目標に対する実績を記載した内容となっております。資料1-4になります。

1ページをご覧ください。教育・保育の表ですが、③利用状況が27年度の実績となっております。表の下に内部評価が載っておりまして、市域全体としては量の見込みに対し供給が充足していますが、0歳の供給は不足する結果となっております。

2ページ、3ページは高知市内を4つの区域に分けている表でございます。

4ページ以降は、地域子ども・子育て支援事業の13事業などについて27年度の利用実績と内部評価を載せています。

簡単でございますが、以上、数値目標の実績表の報告とさせていただきます。

(有田会長)

ただいまの数値目標につきまして、ご質問、ご意見ございませんか。無いでしょうか。なければ、次よろしいでしょうか。

高知市子ども・子育て支援事業計画の変更について

(有田会長)

議事の2番にあります高知市子ども・子育て支援事業計画の変更につきまして、事務局から報告をお願いします。

(子育て給付課 井本課長補佐給付担当係長事務取扱)

それでは、資料の2-1、資料の2-2をご用意お願いいたします。

今回の変更は、ひとつは新たに始めました事業を各施策の主な関連事業に追加するものがございます。

資料2-1で説明させていただきますが、資料の下のページは事業計画のページ番号をそのまま載せています。表紙をめくっていただきますと、1-1 健やかな子どもの誕生への支援とございますが、右ページ、32ページ、母子保健課で平成27年度から行っていますパパママ教室を追加しております。下線を引いた部分になります。

1枚めくっていただきますと、1-2 子どもの健康管理ですが、35ページに母子保健

課で28年度から行っています産後ケア事業と新生児聴覚検査事業を追加しております。

2枚めくっていただきますと、4-1 児童虐待発生予防ですが、この右ページに産後ケア事業を再掲として追加しております。

1枚めくっていただきますと、4-3 障害児支援の充実。こちら、もう1枚めくっていただきますと、下が66ページになりますが、新生児聴覚検査事業を再掲で追加しております。

次に、2つ目の変更について説明させていただきます。資料2-2のほうをご覧ください。まず、病児保育事業の概要につきまして資料2-2の3枚目に事業の内容等について載せておりますが、事業内容につきましては、保護者が仕事等の都合によって子どもが病気の際に自宅での保育ができない場合、病院、保育所等において病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童に対して保健的な対応を行う事業でございます。

本市の事業計画においては、病児・病後保育事業として記載しておりましたが、平成28年度より体調不良児対応型を追加するため、国の子ども・子育て支援交付金の交付を受けるにあたり変更を行うものでございます。

計画の変更箇所については、事業計画の数値目標の部分であります89ページに記載の病児・病後保育事業の表、変更前を2ページ目の変更後のかたちに変更するものでございます。

まず、今回の体調不良児対応型を追加することに伴いまして、事業名を病児・病後児保育事業から病児保育事業に変更しております。

それから、計画に記載している数値についてご覧のとおり2つの類型に分けて記載しております。病児対応型・病後児対応型は、29年度に施設数が1つ。供給は600。変更前の数値から増えておりますが、こちらは宮前保育園で新たな事業を始めることによります。

それから、体調不良児対応型については、28年度から16施設、29年度以降が55施設で、量の見込みと供給内容は表に記載されている数値となっております。

この変更を反映させたものが資料2-1のほうに戻っていただきますが、89ページに記載をしております。

それから、各論、計画の中の各論としまして、病児・病後児保育事業について記載しているところを変更しております。表紙から3枚目、52ページの現状と課題の上から9行目と今後の方向性の1行目の病児・病後児保育事業を病児保育事業に変更するものです。

そして、主な関連事業等で、53ページ上から3行目に、病児・病後児保育事業とありましたものを病児保育事業（病児対応型・病後児対応型）と病児保育事業（体調不良児対応型）に変更しております。以上で、計画の変更について報告を終わります。

（有田会長）

資料があちこちしましたけれども、先ほどの事業の変更につきまして何かご意見、ご質問ございませんか。

ご意見、ご質問無ければ、子ども・子育て支援会議といたしまして諮問の内容で決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

では、この事業変更案につきまして、変更するということにつきまして異議の無い方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。全員一致で承認となりました。

高知市子ども・子育て支援事業計画中間見直しについて

(有田会長)

次に、子ども・子育て支援事業計画中間見直しにつきまして事務局の方からのご報告をお願いいたします。

(子育て給付課 井本課長補佐給付担当係長事務取扱)

事業計画中間見直しについて資料3-1, 3-2とございますが、3-1に基づいてご説明をさせていただきます。

内閣府より、「市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間見直しのための考え方」について。作業の手引きが示されておりまして、これに基づきまして(1)が、保育・教育の量の見込みの見直しについて示されておりますが、平成28年4月1日時点の支給認定区分ごとの子どもの実績値が、市町村計画における量の見込みよりも10%以上の乖離がある場合には原則として見直しが必要となっております。

下の表、平成28年3月31日の時点のものですが、一番下、量の見込みを事業実績でわったものですが、合計の欄で110.2とあります。手引きに「既に市町村計画において年度ごとに設定した目標値を超えた整備を行った年度がある場合」に該当しております。

そして、事業計画が毎年、量の見込みが今後減っていくかたちになっておりまして、実績との差が広がっていくことが予想されております。このことから中間見直しの必要性があると考えております。

また、手引きで、「実績値が量の見込みよりも大きくなる場合には見直しを行う事が望ましい」とされています。

それから、(2)の地域子ども・子育て支援事業の部分ですが、こちらについては必要に応じ、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」についても見直しを行う、と書いておりまして、例として放課後児童健全育成事業をここに載せておりますが、手引きのほうでは、利用の申込みや登録児童・待機児童の実績値に加えということで見直しを行うということになっています。

こういうことも含めて中間見直しの検討をしていきたいと考えております。

それで、子ども・子育て支援会議の今後の見直しにあたっての日程についてご報告をさせていただきます。

平成 29 年 8 月、内閣府に教育・保育の量の見込みの改定状況の取りまとめ、最終集計となりますが、それを報告する必要がございまして、そのため、8 月に高知市子ども・子育て支援会議の開催を予定しております。そして、まだ未定ですが、30 年 1 月頃、高知県に県内の市町村計画を提出することから、1 月に子ども・子育て支援会議を開催したいと考えております。

以上、2 回の開催にあたりまして事前に文書送付をさせていただきまして意見聴取を予定しておりますので、また、よろしくお願ひしたいと思ひます。

簡単ですが、以上となります。

(有田会長)

量の見込みの見直し、それから事業の見直し報告につきまして国の方から出ているようですので、このことにつきまして、子ども・子育て支援会議を持ちたいというご提案がございました。

全ての報告が終わりましたので、これで終わりたいと思ひますが、最後に近藤委員、ひと言。

(近藤委員)

たくさんを取組を拝見させていただきまして、特に自分が中学校畑ということでございまして、特定支援教育につきましては、非常に中学校でもハードルの高いところでございます。4 名の教員で実際、動いておるんですが、色々な事案がございまして、なかなか大変なハードルだと思います。是非、そのへんも考えて対応していただきたいなというところを思ひまして、ご意見とさせていただきたいと思ひます。どうも今日はご苦勞様でした。

(有田会長)

ありがとうございました。

皆様の活発なご意見をいただきまして終わりたいと思ひます。事務局のほうにお返しします。

(子育て給付課 中屋課長)

有田会長はじめ委員の皆様、長時間にわたり、ご意見、たくさんありがとうございました。これで、高知市子ども・子育て支援会議を終了したいと思ひます。どうもありがとうございました。

▲▲▲ (終了) ▲▲▲